

2024 年度

大阪公立大学大学院法学研究科法曹養成専攻入学者選抜試験

【2 年 短 縮 型】

法律科目試験問題：刑法・刑事訴訟法

(配点：120 点)

注意事項

- 1 机上に各自の「受験票」を出しておくこと。
- 2 問題冊子は、監督者が「解答始め」の指示をするまで開かないこと。
- 3 問題冊子は、全部で 2 ページである。
解答用紙は、全部で 8 ページである。
問題冊子、解答用紙に脱落のあった場合には申し出ること。
- 4 解答用紙は切り離さないこと。
解答用紙は、8 ページを超えて使用することはできない。
- 5 解答用紙の上部所定欄に、1 ページには氏名、受験番号、試験の科目名を、
2 ページ以降は各ページに氏名を忘れずに記入すること。
- 6 解答は、第 1 問は 1 ページから、第 2 問は 5 ページから記入すること。
- 7 解答以外のことを書いたときは無効とすることがある。
- 8 解答用紙には黒鉛筆 (HB か B)、シャープペンシル (B)、黒ボールペン又は
万年筆 (黒インク) を使用すること。

(刑法・刑事訴訟法)

第1問 (刑法)

Xは、遊興施設等を経営する法人Aの役員であり、不動産部門を所掌していた。Aの経営状況が徐々に悪化し、資金繰りが苦しくなってきたことから、Aの役員会は、所有財産のうち換金可能な不動産を処分することを決定し、その処分をXに委任した。そこでXは、Aが所有し、Xが管理を担当している土地（以下、「本件土地」という）を売却する旨の広告を出して購入希望者を募った。そこへ本件土地を2000万円で購入したいというBが現れたため、Xは、2023年10月1日、売主をA、買主をBとして、本件土地の代金2000万円のうち1200万円を契約締結後直ちに支払い、残金は2023年12月1日までに支払うこと、また、所有権移転登記は残金の支払と引き換えに行うことを約定する売買契約を締結した。Bは、即時に1200万円をAに支払い、所有権移転登記に必要な書類等をXに交付した。

Aの経営状況はその後も好転しなかった。そればかりでなく、Xは、Bの資産状況も悪化して、残金のための金策に予想外に時間がかかり、期限までの支払が難しくなりそうであると漏れ聞いた。Xは、経営状況の危機を乗り切るために本件土地に抵当権を設定して銀行の融資を受けることを思いついた。Aの規則によれば、法人財産に抵当権を設定する際には法人内の会議での議決を経る必要があった。しかし、Xは、法人内の手続をまつ余裕はなく、Bに対しては抵当権の設定後、残金の支払期限の延長を材料に説得すればよいと考え、2023年11月20日、Bへの所有権移転登記が未了の段階で、Aに諮ることなく本件土地に抵当権を設定して銀行の融資を受け、抵当権設定登記を完了した。2023年11月30日、Xが当初出していた本件土地売却の広告を見て、本件土地を即金で購入したいというCがXのもとを訪れた。Xは、本件土地に1500万円を支払うというCに対し、抵当権が設定されていることを告げず、売主をA、買主をCとして1500万円で本件土地をCに売却する契約をAの役員会の議を経ずに締結した。Cは即時に代金全額をA名義の銀行口座に払い込み、Xは同日中にCに対する所有権の移転登記を完了した。

Xの罪責を論じなさい（特別法違反の点は除く）。

(配点：70点)

(刑法・刑事訴訟法)

第2問 (刑事訴訟法)

問1 刑事訴訟法は、捜査機関の請求した令状にもとづいて人の身体を調べる(検査する)方法を、3つ定めている。それぞれの方法の法的性質、中核となる条文、令状の名称を挙げ、検査する範囲および直接強制の可否について説明しなさい。

問2 ある事件の捜査の過程で、被疑者Xの血中アルコール濃度を調べる必要が生じた。当該捜査を担当する司法警察員Pは、Xに血液検査に応じるよう求めたが、かたくなに拒否された。そこで、Pは、裁判官に対し、Xが抵抗しても血液採取が実現できる令状を請求したいと考えた。それが可能かどうか、可能であればどのような令状を請求すればよいかについて説明しなさい。

(配点：50点)

<出題の趣旨等 2024年度 刑法・刑事訴訟法>

〔出題の趣旨〕

第1問(刑法)は、刑法に関する基本的な知識を踏まえて適切な条文を事例にあてはめて解答を導くことができるか、その論理的思考力、記述力を試す問題である。民法とは異なる、刑法による財産罪の法益の要保護性に関する理解を踏まえ、事例の具体的状況に即して犯罪の成否や成立する犯罪の個数等について正確に判断できているかを問うている。

第2問(刑事訴訟法)は、捜査機関が令状を得ておこなう身体検査について問うものである。刑事訴訟法が人の身体にたいしてどのような強制処分を定めているか。それぞれの主要な条文はなにか。それぞれの令状の名称はなにか。それぞれの強制処分の性質や身体利益の特殊性・重要性にてらして検査しうる範囲にどのような制約があるか。また、直接強制が認められているか、といった人の身体検査に関する基本的な知識を受験生が有しているかを試すのが問1である。そして、問2は、その知識を強制採血に適切にあてはめられるかを問うものである。

なお、言うまでもないが、他の論述式試験科目と同じく、法科大学院で学ぶうえでの基本的学力として、文章の正確な読解力、論理的な推論、分析、判断を的確におこなうことのできる能力、および思考のプロセスと結果とを明確に表現する能力があるかどうか、前提として問われている。

〔採点基準〕

第1問について

- ① Xが、契約を交わしたBの土地に対して抵当権を設定した行為、および事後に同一の土地を他人へ売却する行為につき、罪数評価を含めて理論的に叙述することを求めている。
- ② 抵当権が設定されている事実を秘して本件土地をCに売却する行為に関し、Xに成立する犯罪について、理由を示して説明することを求めている。
- ③ Aの事務処理を託されているXが、その内部規則を遵守しないで行った抵当権の設定に関する刑法的評価につき、理由を示して説明することを求めている。

第2問について

問1では、身体検査の方法を3つあげて、それぞれについて問題文で問われている事項、すなわち、法的性質、中核的条文、令状の名称、検査しうる範囲、直接強制の有無が、的確に指摘できているかが問われる。たとえば、刑事訴訟法218条1項の「身体検査」は検証の性質を有すること、医師等の専門家が強制的におこなえるのは鑑定「処分」(鑑定に必要な処分)であること(同法225、168条参照)、条文は同法の総則の規定や準用規定である222条をあげるだけではならず、218条や225条も示すことが求められる。

問2では、問1の各自の解答を踏まえ強制採尿との異同を意識しながら、採血についての直接強制の可否を論ずることが求められる。

[配点]

第1問 70点

第2問 50点

合計 120点